

(1)大河原町まち・ひと・しごと創生会議

町内外の様々な分野の有識者の委員により、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する審議を行いました。委員は男性 11 名、女性2名の 13 名で構成され、そのうち公募委員は2名となっています。

○大河原町まち・ひと・しごと創生会議委員

No.	区分	所属・役職	氏名
1	商工業団体	大河原町商工会 会長	櫻井 俊寛 (会長)
2	民生委員児童委員	民生委員・児童委員協議会 主任児童委員	竹川 貴子 (副会長)
3	産業界	株式会社ヒルズ 代表取締役	佐藤 克美
4	教育文化団体	大河原町文化財保護委員会 委員長	森 貢喜
5	子育て支援団体	アートのたからばこ 代表	押野 知子
6	労働団体	連合宮城・仙南地域協議会 事務局長	笠松 利信
7	金融機関	株式会社七十七銀行 大河原支店長	佐々木 幸男
8	行政機関	大河原地方振興事務所 地方振興部長	菅原 正義
9	士業団体	加藤義和土地家屋調査士事務所 代表	加藤 義和
10	まちづくりアドバイザー	仙台大学教育企画部 准教授 教育企画部長	朴澤 憲治
11	ICTアドバイザー	ジェットインターネット株式会社 代表取締役	晋山 孝善
12	町民代表	公募	高橋 克義
13	町民代表	公募	安藤 俊和

(事務局:政策企画課 企画振興係)

○創生会議内容

回・日程	主な協議内容
第1回 (令和6年6月4日)	・委員委嘱、委員紹介、会長・副会長の選任 ・第2期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価等について ・第3期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
第2回 (令和6年8月22日)	・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口推計」について ・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の体系図・基本目標ごとの具体的施策の取り組みについて
第3回 (令和6年10月17日)	・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略素案について ・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に対する答申について
令和6年10月21日	・大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に対する答申

○大河原町まち・ひと・しごと創生会議条例(平成 27 年3月 23 日施行)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び検証に当たり必要な事項を調査及び審議するため、大河原町まち・ひと・しごと創生会議(以下「創生会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生会議は、町長の諮問に応じ、総合戦略の策定及び検証に関し、必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織等)

第3条 創生会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 創生会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 創生会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 創生会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。